

平成15年 第2回沼田町議会定例会 会議録

平成15年6月13日(金)

午前10時03分 開会

1. 出席議員

議長	9番	吉田好宏	議員	1番	杉本邦雄	議員
	2番	横山忠男	議員	3番	室田俊朗	議員
	4番	久保寛	議員	5番	津川均	議員
	6番	山田英次	議員	7番	上野敏夫	議員
	8番	絵内勝己	議員	10番	中村保夫	議員
	11番	野道夫	議員	12番	橋場守	議員
	13番	大沼恒雄	議員			

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	西田篤正	君	監査委員	岩寺一之	君
教育委員長	高松慶子	君	農業委員会会長	中山勝	君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助役	市橋忠晴	君	収入役	藤間武	君
総務課長	平木昭良	君	地域振興課長	松田剛	君
財政課長	辻山典哉	君	農業振興課長	矢野潔	君
住民生活課長	辻広治	君	健康福祉課長	中村幸雄	君
建設課長	野々宮宏	君	和風園園長	半田昭雄	君
旭寿園園長	野原耕次	君			

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長	篠田繁彦	君	次長	金平嘉則	君
-----	------	---	----	------	---

6. 農業委員会会長の委任を受けて出席した説明員

事務局長 (矢野 潔) 君

7. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長	金子幸保	君	議事係長	浅野信行	君
------	------	---	------	------	---

8. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
	議長の諸般報告
	町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政報告
議案第 39 号	特別職の職員給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 40 号	教育委員会教育長の給与に関する特例条例について
議案第 41 号	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 42 号	沼田町議会議員の報償及び費用弁償等の関する条例の一部を改正する条例について
議案第 43 号	沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 44 号	町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 45 号	沼田町手数料条例の一部を改正する条例について
議案第 46 号	町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 47 号	沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例について
議案第 48 号	沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例について
議案第 49 号	沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について
議案第 50 号	平成 15 年度沼田町一般会計補正予算について
議案第 51 号	平成 15 年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 52 号	平成 15 年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について
議案第 53 号	平成 15 年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 54 号	平成 15 年度沼田町介護保険特別会計補正予算について
議案第 55 号	平成 15 年度沼田町老人保健特別会計補正予算について
議案第 56 号	平成 15 年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について
報告第 1 号	繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

- 報告第 2 号 株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出
について
- 報告第 3 号 沼田町土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出に
ついて
- 報告第 4 号 財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の
提出について
- 議案第 57 号 町道更新 2 号線 奔仁橋架換工事の請負契約について
- 議案第 58 号 町道東予幹線 凍雪害防止工事工事の請負契約について
- 議案第 59 号 建設機械購入契約について
- 議案第 60 号 色彩選別機設置業務の委託契約について
- 発議第 3 号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 陳情第 1 号 30 人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負
担法を改悪することに反対する陳情について
- 請願第 3 号 WTO 農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関
する請願について
- 意見案第 4 号 30 人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負
担法を改悪することに反対する意見書（案）について
- 意見案第 5 号 WTO 農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等
に関する意見書（案）について
- 意見案第 6 号 「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書（案）について
閉会中の所管事務調査の申し出について

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）これより、本日をもって招集されました平成15年第2回沼田町議会定例会を開会いたします。定数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番 室田議員、12番 橋場議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（吉田好宏議長）日程第2、会期の決定を議題と致します。会期につきましては、議会運営委員会で審議されておりますので、議会運営委員長から報告を願います。橋場委員長。

(橋場委員長 登壇)

○委員長（橋場 守委員長）おはようございます。どうも、皆さんご苦勞様です。平成15年第2回沼田町議会定例会の会期につきまして、議会運営委員会の審議結果を報告申し上げます。

去る6月10日、午後1時30分から全委員と正副議長出席のもと開催し、市橋助役及び事務局より今定例会の提出議案等の概要について説明を受けるとともに、議長からの諮問事項を受けたところであります。これによりますと、本定例会に提出される案件として諸般報告2件、一般質問、町長に対するもの8人12件、教育長に対するもの2人で2件の計14件になっております。平成15年度補正予算7件、一般議案11件、報告4件、追加予定のもの1件。また、議長に提出されました請願書、陳情書、意見書等、7件のうち、3件につきましては、採択すべきものとして取り扱うことで、意見の一致を見たところであります。

以上、付議事件全般について審議しました結果、本定例会の会期としては本日13日金曜日から16日月曜日までの4日間とすることで意見の一致をみております。以上、申し上げ、議会運営委員会の報告と致します。

○議長（吉田好宏議長） お諮り致します。本定例会の会期は委員長報告の通り、本日から16日までの4日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から16日

までの4日間に決しました。

(議長の諸般報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第3、議長の諸般報告については、前定例会以降の議会の動静、例月出納検査結果報告書を提出しましたので、ご覧願います。

(町政執行方針並びに教育行政報告)

○議長(吉田好宏議長) 日程第4、町長の町政執行方針並びに教育長の教育行政報告を議題と致します。始めに町長。

○町長(西田篤正町長) 改選後、初の定例会のご招集を申し上げましたところ多くの、議員の皆様方の出席を賜りましたことを、心から厚く御礼申し上げたいと思います。ただ今から2期目にあたったので、町政の執行方針を申し述べさせて頂きたいと思います。〈以下、町政執行方針朗読〉

○議長(吉田好宏議長) 次に、教育長。

○教育長(篠田繁彦教育長) 第2回定例議会に当りまして、教育行政報告を申し上げます。〈以下、報告書朗読〉

○議長(吉田好宏議長) 以上で、町政執行方針並びに教育長の教育行政報告を終わります。ここで、休憩を致します。直ちに全員協議会を開催しますので議員の皆様は、議員控室にお集まり下さい。

10時55分 休憩

13時02分 再会

(一般議案)

○議長(吉田好宏議長) 日程第5、議案第39号。特別職の職員の給与に関する特例条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(平木昭良課長) 議案第39号、特別職の職員の給与に関する特例条例について。特別職の職員の給与に関する特例条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日提出、次の頁でございます。提案理由をご説明致します。現下の厳しい財政状況に鑑みまして、町長・助役及び収入役の給与を減額することとしたために、この条例を制定するという事で、内容につきましては1条から1項、2項ありますので朗読させて頂きます。(以下、特例条例を朗読)

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入

ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第39号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第6、議案第40号。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第40号、教育委員会教育長の給与等に関する特例条例について。教育委員会教育長の給与等に関する特例条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日。提案理由でございますけど、議案第39号と同じで、現下の厳しい財政状況に鑑みまして減額するという事で、次の頁に内容がございます。先ほどの条例と同じですけども、平成15年7月1日から19年4月30日の間に限り3年2ヶ月間ですけども、教育長の給与月額が595,500円とするという事で、従前601,500円だったのを6,000円の減という事でございます。また、第2項についても先ほど説明したのと同じに、任期満了もしくは離職の月の給与月額につきましては、条例第2条第2項の規定により給料月額とするという事で、附則につきましても平成15年7月1日から施行するという事でございますので、よろしくご審議お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第40号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第7、議案第41号。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第41号、特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日。提案理由でございますけども、現下の厳しい財政状況に鑑みまして、町長・助役・収入役及び教育長の期末手当の算定中、役職加算100分の15ですけども、これを3ヵ年後で廃止するということで内容と致しましては、現行の%を平成15年ではその算定を100分の10、次の年16年は100分の5、次の年17年では100分の5としまして、18年で廃止という事で、この条例は交付の日から施行するという事で、次の頁に条文がございます。（以下、条文朗読）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第41号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第8、議案第42号。沼田町議会議員の報償及び費用弁償等の関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第42号、沼田町議会議員の報償及び費用弁償等の関する条例の一部を改正する条例について。沼田町議会議員の報償及び費用弁償等の関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日。提案理由につきましては、先ほど議案第41号で申し述べたとおり、現下の厳しい財政状況に鑑みまして、沼田町議会議員の期末手当の算定中、役職加算分の100分の15を3ヵ年後で廃止するという事で、内容につきましては特別職と同じで平成15年は10%、平成16年は5%、平成17年は5%で18年度廃止という

ことでの提案でございます、施行期日は公布の日から施行致しまして18年7月1日から適用ということでございますので、よろしくご審議の程お願い致します。
○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第42号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第9、議案第43号。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第43号、沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。沼田町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日、沼田町長で。提案理由でございますけども、現下の厳しい財政状況に鑑みまして、沼田町非常勤職員の報酬で日額支給をされている者の、町内用務に係る報酬額を2分の1とするというもので、除く者と致しまして投票管理者と立会人、心の教室相談員を除いて2分の1とするということで、次の頁に条文がございますので朗読させていただきます。〈以下、条文朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第43号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第44号。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（平木昭良課長）議案第44号、町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日、沼田町長名で。提案理由でございますけども、これも現下の厳しい財政状況に鑑みまして、町職員の給与の見直し、これは定期昇給の延伸。更に停止ということでございますけども、このことを見直したことによりましての条例の制定でございます。内容につきましては現行満56才からは18ヶ月延伸さらそれ以降につきましては24ヶ月延伸となっていたものを、改正いたしまして、満55才到達で原則昇給停止ということの内容でございます。施行期日は平成15年7月1日から適用ということで、次の頁に条例の改正文案がございます。朗読させていただきます。〈以下、条文朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第44号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第11、議案第45号。沼田町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第45号、沼田町手数料条例の一部を改正する条例について。沼田町手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日、沼田町長名で。提案理由でございますけども、次の頁に改正

条文を載せてございますが、改正の内容につきましては、平成15年の8月25日から住民基本台帳ネットワークシステムが本稼動となります。これに伴いまして、希望者に対しまして住民基本カードの交付と、そのカードに基づきます他町村の人が住民票の交付を要求することができます。これに係る手数料につきましては、条文上ございませんでしたので、条文にございます住民基本台帳カードの交付・再交付については1枚500円、広域住民票の謄抄本写しの交付につきましては1枚につき200円ということで、この項を追加するものでございます。よろしくご審議をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第45号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第46号。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第46号、町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例について。町営バス運行等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日、沼田町長名でございます。今回の改正の内容につきましては、6月30日をもって北空知バスが沼田・多度志間で運行しております、路線を撤退することになりまして、7月1日以降バスの運行については沼田町が従来のスクールバスの更新線及び東予線を混乗による、有料による運行を実施することから必要な条文等の改正をしてところでございます。次の頁をご覧頂きたいと思います。

改正の関係では、第1条に今までありませんでした更新線、それから東予線の路線の追加を行うものでございます。それから別表の関係では、今まで幌新線につきましては料金表がございましたが、全てこのバス運行に係る路線につきましては、

町内が100円という料金の設定をさせて頂いております。それから、別表第2の部分につきましては、次の頁ですが、今まで幌新線の部分での料金に伴う定期の旅客料金表がございましたが、今回町内の関係につきましては全てが100円ということでございますので、それに伴う100円に係るそれぞれ1ヶ月、3ヶ月、6ヶ月の定期の料金を設定してございます。以上が改正の内容でございます。説明を以上で終わらせて頂きますので、宜しくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。一昨日、住民の人達から議会で、幌新温泉行きの料金を100円にしたというのではないかと、決めたというのではないかと問われたのです。私は、いや違うのですと、議会で決めたのではなくて、町長が提案しただけだと、今日はもし賛成してしまうとこれは議会が決めた事になりますので、大変なことだと思うのですが、町長にお伺いしたいのですが、今までどおり幌新温泉に降りる人の料金はやはり無料にするということは、やっていけないものか更新線、東予線から来る人が乗り換えをすとなれば、往復400円かかる訳です。

色々不公平あるというけども、とりあえずは本町から幌新温泉に降りる人は無料にするという事を継続していけないものかどうか、これをお聞きしたいのです。特に、パークゴルフによその町からたくさんの方が来るわけですけど、この人達が夏に大会や何かありますと、補助イスがたりないくらい乗って幌新温泉に行くといいいのです。幌新温泉赤字だ赤字だといっているのに、これはやはり無料にした方がよいのではないかと住民の声が大きい訳なので、今までどおり無料にする方向に変えていく気持ちがあるかないかちょっとお聞かせ頂きたい。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長。

○町長（西田篤正町長）すでに4回に渡りまして、その前もやっておりますけども、住民の説明会を開催させて頂きまして、参加を頂いた皆さん方からは、料金を徴収することに対して、今橋場議員さんは大方の町民と言われましたけども、そういう声がひとつも無かった状況であります。従来は無料でやっておりましたけれども、その負担の額からいいましても、そう大きな影響を与えるものではないと思います。本町の財政状況から申しまして、若干の負担というのはやむを得ないのかなと思っておりますので、有料で運行させていただきたいと思っておりますので、宜しく願い申し上げたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。ちょっと今、町長の施政方針を探しているのですが、ちょっと見当たらないのですが先ほど幌新温泉の周辺を整備したりして、それから福祉を充実するために使うというような意味の所があったと思うのですが、私はやはり幌新温泉が赤字でもあるという事から、人が行けば、町財政がどっちにしても持ちこみなのです。幌新温泉の赤字を埋めるのも、町財政なのです。それによって、この幌新温泉に行く、降りる人のバスを無料にすることによって入れば、それが向こうに収入になって幌新温泉に持っていく持ち出しが減るとい、そういう関係になるのです。

ですから、そういう立場からいうと私は幌新温泉の部分については是非とも無料にしてほしいと思うわけです。町長が、大方の人は意見がなかったと言っているけれども、幌新温泉に降りる人はまだ、それは只だと思っている人もまだまだたくさんいると思うのです。それから、説明会にはなかなか来ていないのですね、特に町場の人達が主に老人の人達ね、バスに乗って喜んで助かると言っていて、温泉に行っているわけです。この人達に相当大きな打撃を与えますから、実際には、今行っている人達が幌新温泉に行けなくなるという状況がうまれると思うのです。そういう立場から、幌新温泉行きのバスは無料にすべきであるという立場から、この条例には反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第46号は、原案のとおり決することに賛成の方、挙手を願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決することに致しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第47号。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第47号、沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例について。沼田町雨竜川総合運動公園設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日、沼田町長名でございます。次の頁をご覧ください。平成14年度条例第25号で制定しております、沼田町雨竜川総合運動公園設置条例でございますが、2条に町民球場、町民テニスコート、B&G海洋センター、町民パークゴルフ場がございますが、この2条の次に、職員

第2条の2項として、運動公園に施設管理者及びその他必要な職員を置く事ができる。というものを追加するものです。施設管理を一元化し、効率を上げようとするものでございます。附則としまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。説明を終わります。よろしくご審議の程お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第47号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第48号。沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第48号、沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例について。沼田町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日提出、町長名でございます。一枚めくって頂きますが、本条例につきましては、従来からこの介護予防及び生活支援事業ということで、6つ事業を実施してきたところでございますが、この度町長の報告の中にもございましたが、新たに外出支援サービス事業を加えまして、今後の介護予防及び生活支援事業を実施するものでございます。

第2条の関係につきましては、沼田町が行っております介護予防、或いは生活支援事業名を掲げている条文でございまして、6号の次に7号として外出支援サービス事業を加えるものでございます。第3条につきましては、それぞれ事業の内容及び対象者の条文でございまして、6号の次に7号としまして外出支援サービス事業、内容につきましては在宅の高齢者の方で、医療機関への通院が必要な際に送迎を行う事業ということで、その対象としましては概ね65才以上の高齢者で、心身に障害或いは疾病をお持ちの方で、歩行が困難なために公共の交通機関をJR、或いはバス等の利用することが困難なものに対してそれぞれ助成するものでございます。

この条例は、平成15年7月1日から施行するというところでございます。以上よろしくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第48号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第49号。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園園長（野原耕次園長）議案第49号、沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例について。沼田町特別養護老人ホーム設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成15年6月13日提出、町長名でございます。今回の改正条例につきましては、障害者福祉サービスが措置制度から支援制度に変わりましたので、それに基づきまして身体障害者福祉法の指定短期入所事業所の指定業者になるために条例を改正した訳でございますので、特別養護老人ホームの短期入所の休所ベッドを利用しまして、今回このような指定を受けたいということで、条例改正した訳です。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第49号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第16、議案第50号。平成15年度沼田町一般会計補正予算についてをを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第50号、平成15年度沼田町一般会計補正予算について。平成15年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、町長名であります。別冊の一般会計補正予算第1号、1頁の方をご覧頂きたいと思います。

〔以下、沼田町一般会計補正予算、第1号を朗読、説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。暫時休憩を致します。

14時08分 休憩

14時35分 再会

○議長（吉田好宏議長）再会致します。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番。

○4番（久保 寛議員）4番。2点ほど、お聞きしたいと思います。先ほど課長の説明で、駅前広場の用地購入があったのですが、これは前回買った所の地続きか、場所が知りたいのと、坪数、㎡がいくらで単価がいくらかお伺いしたいと思います。

もうひとつは、次の頁13頁の中頃、スコーレセンター費の陶芸館の関係ですけども、これは鳴り物入りで陶芸館やったのですが、北海道開発さんが町にということで、開発公社が運営するほたる館で運営するということのようにですが、260万円で内60万円は受講料ということのようですから、正味200万の持ち出しになる訳ですけども、これは4月からの運営だと思うんですけども、これからもずっとこれくらいの持ち出しでいく予定なのかどうか、それから基本的に町長にお伺いしたいんですけども、幌新温泉その他、町営の施設たくさんあるんですけども、全部見直すような考えもあるようですけども、それらも含めて陶芸館の将来、どのように考えているのか例えば内部改造して、宿泊施設にはちょっとならないだろうとけども、どのようにしていったらいいのか逆に毎年200万ずつかかるのであるば、壊したほうが良いのかその辺りも含めて、将来像をお伺いしたいと思います。以上2点です。

○議長（吉田好宏議長）地域振興課長。

○地域振興課長（松田 剛課長）久保議員さんからご質問ありました、駅前の関係であります、これは町長の執行方針の13頁にも記載してありますように、まだ実際に道々石狩沼田停車場線の関係が道の採択を得られないということで、実際に

は用地の関係は以前と変わり無く、予定では駅前のJRの敷地を1,130㎡それから民地120㎡ということで、約1,250㎡と、民地は今の北空知輸送のところではありますが、一応単価で大体5,400円くらいで計算しています。以上宜しくお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）次は、助役。

○助役（市橋忠晴助役）陶芸館の前段の部分につきまして、私の方からお答えさせて頂きたいと思ひますし、また基本的な将来構想につきましては、町長の方からもお願いしたいと思ひます。

まず260万の根拠でございますけども、4番議員さんおっしゃったように、昨年までは沼田開発ということで、全面委託をしてやっておりましたけれども、毎年この春になりますと、講師の招聘ですとか常に連絡をとりながら冬期間を除いて、営業しようと努力はしていた訳でありますけれども、中々向こうの言っている希望とか、我々の講師とかうまく繋がらないという事で、そして何度か講師も変わっていくという事になりますと、やはりおのずと受講者も減っていく、そういう事で今年も～の事を何度かやりましたけれども、15年度につきましては沼田開発の方でも手を引きたいという意向もありますので、我々としてもあの施設を何とか有効活用したいということと、すでに春からスポット的にお客さん、色々な研修、学校の行事等が入っておりますので今年の予定につきましては、スポットで入った場合に一時的に講師をお願いをしながら、そこで謝金ですとかそういうもので対応したいということの中で今回、260万円を計上させて頂いたところでございます。

既に、色々な研修の中で、当然施設を利用しながら宿泊を利用しながらという計画があるものですから、それらについては適切に対応しなければならないという事で、今回計上させて頂いたところでございます。

それから、基本的な考え方につきましては毎年このような状況であれば、今後何か大きく募集をしまして、陶芸家等すべてあの施設を任せてやるという方法と、従来のようにスポット的なものだけに対応していくというようなことが考えられますので、それらにつきましても今は、ほたる館の改善委員会の中ででも引き続き検討している所でございますし、早いうちに方向性をみいだしていきたいと考えております。

○議長（吉田好宏議長）はい、町長ありますか。

○町長（西田篤正町長）説明の内容は今、助役が説明したとおりなのですが、実際には現状では非常に持て余しぎみといひますか、久保議員さんおっしゃるとおり、将来にわたっても非常に困った施設だなという感じで受け止めている所ではありますが、施設自体が非常に使いづらいといひますか、屋根が非常に天井が非常に高く、周囲の環境状態もあるのですが、昨年来た陶芸の先生がとってもカメムシが

あれだけいたのでは、あそこに来る気にはならないという程ひどいのだそうです。そのような状況ですとか、色々なこと考えますと一層のこと企業で使うところがあれば、そっくりそのまま貸してしまったほうが良いのかなと、そのような思いもありますので、今年1年間白樺館のほうの将来についても同じなのでありますけども、そういう面と平行して検討を加えながら、インターネット等も通じてもう少し募集の方法をきちっと決めて、このような方向でいきたいという事を決めてから議会の方にご提案を申し上げ、ご意見を賜って進めさせて頂きたいと思えます。

沼田開発も過去何年間、運営頂いたのですが、1年間に数百万、2百万に近い赤字が出るのをずっと抱え込んでいる状況だとふうに、ゴルフ場も赤字なのにこれ以上、陶芸館も抱えれないという実情があるということで、今回止めた訳でありますけども、実態としてはそうなっておりますので、今回の経営戦略室の方で重点的にその辺も含めて検討させますので、もうしばらくちょっとお待ち頂きたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）はい、4番。

○4番（久保 寛議員）一再一 4番。陶芸館の関連ですけども、おっしゃる意味もわかりますし、現状も良く分かるのですけども、これはやはり見極め時というのが非常に大事だと思うのです。特に経営者は、駄目だと見込むのであれば、例えば私持論ですけども、ほたる館などもそうなのです。例えば、大手の富良野のセゾンとか大きなのやっていますよね、ああいう大手に毎年、まあ今は5千万ずつ赤字ですけども、これから6千万、7千万になる可能性もあるのだから一生懸命社長は営業している筈なのですけども、成績が上がらないとするならば、むしろ貸すとかなどではなく、只でくれてあげた方が得なのです。毎年持ち出すなら。そうすると、大手は、ちゃんと北海道中の内地のお客さんを、観光ルートに乗せまして、ちゃんと～～するでしょうし、その条件としては地元雇用だとか、地元の物品を買うという条件で、どうぞこれ100億近い施設全部であれば、金をかけたのですから幌新地区に、それをそっくり只で上げましようと言ったほうが、民間の方が知恵を出して安いコストでやると思うのです。そのくらい思いきった事を早くやらなかったら、ずるずる陶芸館に限らず、沼田町営の施設全て、もう1回検討する必要があると思うのですけど、もう一度お考え含めてお願いしたいと思えます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）温泉も勿論、そうでありますけども今、地元の経済に与えている影響ですとか、色々な多方面から検討を加えさせて頂きまして、本当に自立するといえますか、自主運営することが不可能だというような判断が出れば、それは今おっしゃったように、民間に売却することも考えながらやっていかなければならないかなと思っておりますけども、当面今、折角機構改革をやって検討する組織を

設けましたので、そこで早急に改革の案をまとめて、またご相談を申し上げさせて
頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、2番。

○2番（横山忠男議員）報告2号のところでやります。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。関連でなくてね。ほかに、はい、13番。

○13番（大沼恒雄議員）13頁の定住促進の関係でひとつ。それから、15頁の
生ゴミの関係でひとつ。それから、17頁あんどんの事についてひとつと、あと歳
入ふたつほどあるのですが、まず13頁の定住促進これは、非常に拡充させてもら
った考え方の中で、ありがたいなとは思っているんですけど、今例えば家を建て直すとい
う事の中で、Uターン、Iターンということも含めまして、戻ってきた方々が住む
家が無いという話も出ています。その中で、新築だけにこだわらず例えば住宅の改
修なども含めた考え方があるのかどうかというのがひとつです。

それから、生ゴミの関係なのですけども、1,300万円ほどかけてこれの効果自体
が実際にあがってくるのが何年後になるのか、それと利益が上がってきた後に、例
えば今のゴミ処理にお金がかかっていく、これを町民還元にするような考え方が、
後々でもあるのかどうか。

それから17頁のあんどんの前夜祭、これ30万円ほどかかっていますけども、
どういった事をなさるのでしょうか。

それから、歳入の方なのですが、まずこれは諸収入の雑入、堆肥の売り払い代金
が1,002,900円ですか、見込んでますけどもこれの売り先だとかはどうなって、こ
れだけの数字が本当に見込めるのでしょうか。それから下の方の衛生債ですね、こ
れは厚生病院の関係なのですけども、この660万円の補助債の、過疎債ということ
でしたけども、これはどういうふうになってこの660万円ということになっている
のか、お知らせ願いたいと思います。以上です。

○議長（吉田好宏議長）はい、地域振興課長。

○地域振興課長（松田 剛課長）はい、まず1点目の定住促進についてであります
が、町長の執行方針13頁で申し上げましたように、現在定住促進で土地を購入し
て1年以内に建設、更に地元業者、更に今回は融雪溝の張り付いている所は、なか
なか空家が増えてくるとか、老朽化等の関係で、是非奨励をしたいということで～
。今、大沼議員さん言われました改修の関係ですね、Uターン、Iターンの関係
で、正直言って今年度、専門誌にも出していきたいと。たまたま議員さんもご存知
かと思いますが、以前沼田におられました企業の方がですね、是非今年定住した
いという希望がありますし、また、今年、先日千葉県から来まして、沼田町の対応
とか定住にすごく関心を頂きまして、来年定住をしたいという関係もありますので、
これからある程度高齢者が、一線を退いてから沼田に来た場合に、更に新築の家と

というのは難しいので、これ今、法律でハローワークが、これは町もできるような状態になるという事にちょっと情報聞いてますので、私ども空家、空き地だとか町内の情報を収集しておりますので、是非そういう面でも、今年1年間色々検討して、中古住宅の改修も私個人としては、是非そういう形でも支援ができればという考えておりますので、また、十分検討させて頂いてそれが可能な方に持っていければ良いなと考えてますのでご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）生ゴミの関係でございますけれども、この生ゴミは加工場、ほたる館等、公共施設等から生ゴミの搬入をしまして、これを処理するものでございます。で、年間予想数量でありますけれども、トータル77t程度、ある意味では少量でありますけれども、77tを処理する計画でございます。

この77tを処理を致しまして、最終的にはですねウチシロ菌等で細菌等を繁殖させまして、分解をして41tほど、やや半分でありますけれども、それを土壌改良材或いは花、メロン、本町でそれぞれ取り組みがありますから、そういった所に有効に活用して頂こうと。これらの投資効果の関係でありますけれども、実は広域のゴミ処理こういう中で、町の応分の負担がある訳でありますけれども、この77tを広域に搬出をして処理をした場合、約300万円程度かかることになっております。

約kg辺り40円ほどの負担になりますから、相当な金額になる訳でございます。最終的に稼動した場合、単純な差し引きを致しまして、70万程の出来合いの肥料を販売して、油等をかけて稼動する訳でありますけれども、70万程度がマイナスでありますけれども、前段申し上げました300万に差し引きをしますと、プラスといえますかある程度負担分との差し引きができるのかなと、こういうふうに考えております。

また、堆肥の100万程度の収入を見込んでおりますけれども、これにつきましては、先ほど申し上げましたように農協の蔬菜・園芸そういった担当部署とも事前に相談をさせて頂いております。是非試行的に利用していきたいと、こういう生産農家からの意向もございまして、そういう中で販売或いは売上、そういったものが見込めるのではなかろうかと、このように考えておりますのでご理解頂ければと思います。

また、将来的に一般家庭のゴミが云々ということで、将来的にはどうなるか。こういうことありますけれども、これにつきましては、とりあえずほたる館、加工場を試行的に取り組んで、その結果、将来的にはどうあるべきか、このことは慎重に対応すべきなのかと思っておりますので、よろしくご理解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、地域振興課長。

○地域振興課長（松田 剛課長）すいません。ようたかの前夜祭の関係ですが、町

長の執行方針の 8 頁で申し上げましたように、今年は全国イベント大賞頂いたということで、是非その弾みをつけるとかお祝いをするということで、今年も前夜祭のビールパーティーをやりたいと考えておりますので、その費用であります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田好宏議長）はい、よろしいですか。ああ、はい。

○財政課長（辻山典哉課長）厚生病院の医療機器にかかります財源、起債を起している訳であります、660 万円の過疎債を計上いたしてございまして、議員さんおっしゃるとおり、事業費ベースでは X 線レントゲンの事業費予定が、1,410 万円あります。ただ、起債の過疎債のてきさいの基準でいきますと、地方公共団体、公共的団体に補助する場合、自己負担というものをまず控除するという事から、2 分の 1 起債の限度基準額ということになりまして、1,410 万の 2 分の 1、705 万が起債の基準額。それに対して 95% で 660 万円の過疎債ということでありまして、その差額部分については、町が全額補助という形の中では一般財源の持ち出しということになります。

○議長（吉田好宏議長）はい、13 番。

○13 番（大沼恒雄議員）一再一 今の関係ですけれども、その事についてはこれ、償還年数とかそういったものというのは関係してくるのでしょうか、それから、さっきの生ゴミの関係、今の償還してきますよね、将来的に例えば施設整備を 1,300 万円かけて今する訳ですよ、考え方は分かるのですただ、その後これ、何年で返済計画を立てて、その後売り払い代金が出ていったらプラスになっていきますね、そのことについて今度町民に還元する意思が、そのところで出てくるのかどうかをちょっと聞いたのですよ。将来的なことなのですけどね。

それと、定住促進につきましては、考え方というのは非常に良く分かるし、拡充されたというのも分かっているのです。ただ、今、壊して建てる。それもあるのだけれども、現状で住める中古住宅も町の中には何軒かあるのです。前から言っているとおり、それを求めるということが中々できてない。だから、そういったことも含めて、Uターン、I ターンの人に対しての改修、リフォームの助成の仕方とか、中古住宅の取得の仕方に対して、今後、原資が幾ら残っているか今把握できないのですけれども、そういったものに使っていただける考え方がないかなということ。それで、もう一度お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）特に施設を約 1,000 万円程度で、投資をする訳でありますけれども、一般会計につきまして、特に原価償却等のそういった費用の計上は行っておりません。いわゆる操業運転をして、差し引きどうなるかという事でございまして、で、初年は 70 万円程度の赤字でありますけれども、広域にそのゴミを持

っていくとするなら、その差し引きをしてプラスになるという言い方はあれですけども、その内数の中で収まっていく。将来的には、ある程度ほたる館のゴミの量が多く出た。更には、加工場等ですね、予想以上のものが出れば当然コスト的に下がってきますので、差し引きの分ではかなりプラス方向に向かっていくのかなと思っております。更に、その出来合いの堆肥でありますけども、特に先進取り組みの中では、造園業者といいますか育苗等に非常に有効に活用されているようであります。そんな事から、とりあえずは今のもくろみとしては、野菜・花・メロン等にとりあえず活用したいと考えておりますけども、できあいの原料がそれ相当生産されていけば、将来時には一般町民にも家庭菜園といいますか、そういう中に活用して頂けることも可能なのかなと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○財政課長（辻山典哉課長）先ほどの、起債の償還の関係であります。過疎債の償還につきましては、12年内据え置き3年という通常の過疎債の償還でございます。ちなみに交付税70%参入でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○地域振興課長（松田 剛課長）先ほどちょっと、漏れておりましたけれども、Uターン、Iターン以外でも、従来定住促進の規則の中に町外から町内に居住を希望した人に対しては、中古住宅を購入した場合でも30万円の助成というものが現在あるのです。今、大沼議員さん言われたのは、それにプラス改修費もということなので、ちょっとそこらへんまだ、想像つかなかったものですから十分また、勉強させて頂きたいと思っております。

○議長（吉田好宏議長）よろしいですか。他に、12番。

○12番議員（橋場 守議員）20頁。教育費なのですが、小学校の校舎屋根改修工事が載っているのですけども、グラウンドの件なのですけども、グラウンドの改修の見通しというのは持っているのかどうか、ちょっと強い雨降ると水はけが悪いので、子供達が雑巾や何かを持って、バケツを持って行って、水を絞って投げているという状況なのです。雨が晴れても、昔はうちの屋根なんかというのは、ぼろっちいなかったから、雨が晴れても雨漏りなどは後まで続くというような、そういうようなグラウンドの状況になっているので、やはり雨が晴れてすぐ使えるような状況が必要でないかと思うのですけど、そういう計画はどういうふうになっているかちょっと。

○議長（吉田好宏議長）はい、教育長。

○教育長（篠田繁彦教育長）実は校長からもそういう要請がございました。それで早速現場を見まして、事業費にすればどれくらいかかるか、これも確認しました。そうしますと、今、土を入れて係る経費が約600万円かかるのだそうです。これ、本格的にですね、グラウンドの走るコースをきちっと水が抜けるようにすると、相当

かかると、こういう事だったものですから、到底今の厳しい財政事情の中では、とても対応できないという事で、校長には、多分土を入れてもどうしても、子供は溜り込んでやはり土が跳ねるのだそうです。下が固いために。根本的にそこを抜いて基本的に改良しないとできないと、秋になるとすぐに土がまた跳ねて雨が溜まりますと、こういうようなことでした。業者の方に聞きますと。そんなものですから、今年については何とか、そのような事で我慢して頂くということでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。はい、12番。

○12番議員（橋場 守議員）私は、バスの条例の事で反対をしていますので、補正予算の中にそれが入ってきているものですから、その分町長が、ほろしん温泉に行く分は無料にするという立場にたってもらわないと、この予算には賛成できないという事から反対をします。

○議長（吉田好宏議長）はい、ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）討論を終結を致します。本案について採決を致します。お諮り致します。議案第50号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第17、議案第51号。平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園々長。

○和風園々長（半田昭雄園長）議案第51号。平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成15年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、養護老人ホーム特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第51号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第18、議案第52号。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園々長。

○旭寿園々長（野原耕次園長）議案第52号。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成15年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、特別養護老人ホーム特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第52号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第19、議案第53号。平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第53号。平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算について。平成15年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町国民健康保険特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第53号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第20、議案第54号。平成15年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（中村幸雄課長）議案第54号。平成15年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成15年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町介護保険特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第54号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第21、議案第55号。平成15年度沼田町老人保健

特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第55号。平成15年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成15年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町老人保健特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第55号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第22、議案第56号。平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第56号。平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成15年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成15年6月13日提出、沼田町長名でございます。

〈以下、沼田町公共下水道特別会計補正予算第1号を朗読、説明〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第56号は、原案のとおり可決することにご異議

ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。ここで、休憩をいたします。

15時37分 休憩

16時11分 再会

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。日程第23、報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長(辻山典哉課長) 報告第1号、繰越明許費に係る繰越計算書の報告について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、平成14年度一般会計予算繰越明許費に係る繰越計算書を別紙のとおり報告する。平成15年6月13日提出、沼田町長名であります。

〈以下、計算書を説明〉

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮り致します。報告第1号は、報告のとおり受理することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本報告は報告のとおり受理すること決しました。

(開発公社等の書類提出)

○議長(吉田好宏議長) 日程第24、報告第2号株式会社沼田開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程25、報告第3号沼田土地開発公社の事業計画及び決算に関する書類の提出について。日程第26号、報告第4号財団法人沼田交通教育協会の事業計画及び決算に関する書類の提出について。を一括議題と致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第24・25・26を

一括して議題とすることに決しました。それでは、日程第24・25・26を一括して議題と致します。本件は、それぞれ報告事項で、内容の理解を頂いたものと存じます。よって、本件の説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって本件の説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。日程第24・25・26を報告のとおり受理することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本報告3件は報告のとおり受理すること決しました。暫時休憩を致します。

16時13分 休憩

16時15分 再会

(議事日程の追加)

○議長(吉田好宏議長) 再会致します。議事日程の追加について、お諮り致します。ただ今、日程第28 議案第57号外6件について追加案件が提出されました。

この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、日程第28 議案第57号 町道更新2号線奔仁橋架換工事の請負契約について。日程第29 議案第58号 町道東予幹線凍雪害防止工事の請負契約について。日程第30 議案第59号 建設機械購入契約について。日程第31 議案第60号 色彩選別機設置業務の委託契約について。日程第32 発議第3号 沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例について。日程第33 陳情第1号 30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負担法を改悪することに反対する陳情について。日程第34 請願第3号 WTO農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関する請願について。以上、日程に追加することに決しました。

(議事日程の順序変更)

○議長(吉田好宏議長) ここで、議事日程の変更についてお諮り致します。この際、

日程の順序を変更し、日程第28 議案第57号町道更新2号線奔仁橋架換工事の請負契約についてから、日程第34 請願第3号 W T O農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関する請願についてまで、7件を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序は変更する事に決しました。

(一 般 議 案)

○議長(吉田好宏議長) 日程第28 議案第57号町道更新2号線奔仁橋架換工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長(野々宮 宏課長) 議案第57号町道更新2号線奔仁橋架換工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

〈以下、議案書朗読〉

○議長(吉田好宏議長) 説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第57号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(吉田好宏議長) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長(吉田好宏議長) 日程第29 議案第58号町道東予幹線凍雪害防止工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第58号町道東予幹線凍雪害防止工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第58号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第30 議案第59号建設機械購入契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第59号建設機械購入契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定によって、議会の議決を求める

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第59号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第31 議案第60号色彩選別機設置業務の委託契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）議案第60号色彩選別機設置業務の委託契約について。下記のとおり物品購入契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。

〈以下、議案書朗読〉

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）12番。契約金額なのですけども、普通工事請負だと、それから物品購入についても入札をしているのです。この場合は、高い低いというのは、基準というか、比べようがないと思うのですがどのように入れるのですか。入れるというか、契約をするのですか。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（野々宮 宏課長）設計書がありまして、系統別に1社による随意契約が有利な場合だと判断を致しまして、随意契約に附したところでございます。

○議長（吉田好宏議長）はい、11番。

○11番（野 道夫議員）今、課長の説明なのですけど、これは独占企業としてここしかないのだと、この機械は。ということで随意契約したということですか。日本に1社しかないと。

○議長（吉田好宏議長）はい、農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）ちょっと失礼しました。ただ今、ご質問のように、これらの工事の施行管理、設計も勿論そうでありますけども、特殊な扱いとなっております。当然町が発注する訳でありますけども、その辺の知識等、ノウハウを持ち合わせておりませんので、これは構造改善事業の構造改善局長通達で、系統施行、この場合にはホクレンでありますけども、系統施行で契約をして事業を行うことができる。こんな事から、ホクレンに全ての設計から、そういった知識を持ち合わせている業者といいますか、これにつきましては北海道。今回の場合にはホクレンしかない訳でありますから、ホクレンに特定をして随意契約をするものでございます。

御理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なし認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第60号は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（委員会条例の改正）

○議長（吉田好宏議長）日程第32、発議第3号。沼田町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。本案については、先の全員協議会で協議し御理解いただいたことと存じます。

この際、説明、質疑、討論を省略したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案の説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮り致します。発議第3号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（陳情の審議）

○議長（吉田好宏議長）日程第33、陳情第1号。30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負担法を改悪することに反対する陳情についてを議題と致します。

本陳情については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。お諮り致します。提案者より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論は省略することに決しました。お諮り致します。陳情第1号は、採択すべきものと決してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本陳情は採択すべきものと決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第34、請願第3号。WTO農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関する請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第3号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。お諮り致します。請願第3号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本請願は採択すべきものと決しました。暫時休憩いたします。

16時33分 休憩

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会致します。ここで、議事日程の追加についてお諮り致します。先に、採択された請願などに伴う意見書（案）などが追加提出されました。

この際、これを日程に追加し、議題に致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第35号、意見案第4号。30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負担法を改悪することに反対する意見書（案）について。日程第36号、意見案第5号。WTO農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関する意見書（案）について。日程第37号、意見案第6号。「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書（案）について。日程第38、閉会中の所管事務調査の申し出についてなど、4件について日程に追加する事に決しました。

(議事日程の順序変更)

○議長（吉田好宏議長）ここで、議事日程の変更についてお諮り致します。この際、日程の順序を変更し、日程第27 一般質問の前に、日程第35号、意見案第4号。30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負担法を改悪することに反対する意見書（案）についてから、日程第38、閉会中の所管事務調査の申し出についてまで、4件を先に審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、議事日程の順序は変更する事に決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第35号、意見案第4号。30人以下学級実現等教育予算の充実を求め、義務教育国庫負担法を改悪することに反対する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第4号を採決致します。お諮り致します。本案は、原案どおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第36号、意見案第5号。WTO農業交渉の強化と環境等直接支払政策の早期導入等に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第5号を採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第37号、意見案第6号。「三位一体の改革」の早期実現に関する意見書（案）についてを議題と致します。提案者より説明を求めるところですが、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。意見案第6号を採決致します。お諮り致します。本案は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

(所管事務調査)

○議長（吉田好宏議長）日程第38、閉会中の所管事務調査申出書を議題と致します。お諮り致します。本件は、各常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

(開議日時の宣告)

○議長（吉田好宏議長）ここで、議長から開議日時の宣告を致します。6月15日、日曜日は、通常は休会日となりますが、会議規則第10条3項により、サンデー議会開催のため、開議時刻を特に午後3時に繰り下げて開会します。

(延会宣言)

○議長（吉田好宏議長）お諮り致します。本日の会議は、これで延会致したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本日は、これで延会することに決しました。大変、ご苦労様でした。

16時40分 延会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員